森林・林業関係の資格

1 はじめに

林業は木材を生産し、緑豊かな国土の保全などを担う重要な産業ですが、他産業と比べ労働災害の発生率は高い状況にあります。この労働災害を防止するために、事業者(使用者)は「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働安全衛生規則」

「林業・木材製造業労働災害防止規程」などの法 律を守り、林業労働者に「安全衛生教育」を受け させることが義務付けられています。

さらに、最近は森林整備業務に新規参入するの に必要な資格や、チェンソーの資格についての問 い合わせが多くあります。

このため、長野県の森林・林業に関わる人たちが、行いたい目的によってどんな資格(教育)が必要か、どこで行われるのか等についてまとめてみました。

2 長野県森林整備業務に参入したい

長野県の発注する森林整備業務の入札参加資格 要件の一つとして、林業に関する「専門技術者」 が必要です。その資格要件の代表的な資格は次の とおりです。

①【技術士(林業部門)】

技術士の林業部門とは、林業に関する科学技術の高度な専門的応用能力を必要とし、林業についての計画・研究・設計・分析・試験・評価、又はこれらに関する指導業務を行うための国家資格です。所管は文部科学省、試験は(社)日本技術士会技術士試験センターで行なわれます。一般教養を含めた一次試験と専門知識を問われる二次試験があり、技術系では最難関とされる試験の一つです。

②【林業技士(林業経営部門)】

林業技士は、森林・林業の専門的技術者の技術 水準を向上させ、森林・林業に関する科学的技術 の発達・普及と林業振興に関する業務を行うため の(社)日本林業技術協会が認定する民間資格です。 部門は「森林総合監理」「林産」「林業経営」 「森林土木」「林業機械」「森林評価」「森林環境」の7部門あります。

所管は農林水産省、3ヶ月間の通信研修と2~4日間のスクーリング(集合研修)を受講し、修 了試験の成績をもとに「林業技士資格認定審査 会」が審査し、資格認定します。

なお、入札参加資格要件で認められているのは 「林業経営」部門だけですので注意してください。

③【長野県林業士】

長野県林業士は、"長野県の森林・林業の地域 リーダー"として知事が認定する長野県の資格で す。森林・林業の高度な知識と技術を持ち、自ら が意欲的に地域林業の中核的指導者として森林・ 林業の普及啓発を行うことが期待されています。

所管は長野県、講習は当センターで行われ、2 年間 46 日間の研修を受講します。その後「長野 県林業士認定審査会」が、レポート・面接審査な どを行い認定します。

④【長野県林業技能作業士(グリーンマイスター)】

長野県林業技能作業士は、"長野県の森林整備のプロ"として知事が認定する長野県の資格です。 地域林業における経営基盤の強化を図るために必要な高度な資格・技能を有し、地域林業労働の中核となることが期待されています。68 日間の研修の修了時には林内作業に必要な8種の法定資格を取得することができ、高性能機械の導入などによる機械化に対応できる基幹的役割を担います。

所管は長野県、研修は(財)長野県林業労働財団 で実施されています。

⑤【林業改良指導員】

林業改良指導員は、森林所有者・林業従事者などに接して林業に関する技術及び知識の普及事務ならびに森林の施業に関する指導を行うための国家資格です。

所管は農林水産省、試験は筆記試験と口述試験 がありほとんどの県で実施されています。 なお、「専門技術者」として認められるには、 どこの県で合格してもかまいません。

⑥【長野県森林整備技術者】

長野県森林整備技術者とは、県の発注する森林整備業務を行うのに必要な技術・知識を学ぶための「森林整備技術者養成講座(通称:信州きこり講座)」を修了した、「専門技術者」としての有資格者です。この「信州きこり講座」は、平成13年7月に始まって以来約1000人が修了した人気講座です。

さらに、「信州きこり講座」は、次に説明する 「伐木造材業務特別教育」をも含み、森林整備の 基礎を学べるため、森林ボランティアの方々にも お勧めの講座です。

所管は長野県で、合計 12 日間の講習は、当センター及び各地方事務所で複数回実施しています。 受講チャンスも多いため、受講者は自分のペース で学ぶことができ、最後に総合評価(筆記試験) に合格すれば修了です。

ただし、平成 16 年度からは総合評価に合格して修了しただけでなく、長野県森林整備技術者になるための実技試験に合格しないと「専門技術者」として認められません。

3 チェンソーを使って森林整備をしたい

事業者(使用者)が林業労働者にチェンソーを 使って伐木造材作業を行わせる場合は、「労働安 全衛生規則 第36条第8号」の定めにより「特別 教育」を行わなければなりません。したがって、 雇用関係にない森林ボランティアや森林所有者自 身が伐木造材作業する場合は、「特別教育」を受 ける必要はないことになります。しかしながら、 事故を防ぐためにもチェンソーを扱う方全員に 「特別教育」の受講をお勧めします。

【伐木造材業務特別教育】

チェンソーを用いて立木の伐木、かかり木の処理、又は造材の業務を行うための「特別教育」です。胸高直径が 70 cm以上の立木の伐採、胸高直径 20 cm以上の偏心木やかかり木の伐倒・処理業務(安衛則第36条第8号) などを行う場合に必要です。

所管は厚生労働省、講習の主催は本来、事業者 (使用者)なのですが、それに代わる機関が行う こともできます。長野県内では林業・木材製造業 労働災害防止協会の長野支部と当センターで行わ れており、受講後に修了証が発行されます。

なお、毎月実施している当センター主催の3日間の講習を修了すると、「信州きこり講座」での 同科目の受講が免除されます。

4 おわりに

森林整備の危険性は "プロ"であっても "ボランティア"であっても、何ら変わりありません。何よりも自分の身を守るために、資格 (教育)を受けて安全に作業できる知識と技術を持つことが必要です。

そしてさらに、資格(教育)は、自分の能力や 技術を示す証でもありますので、できるだけチャレンジして取得してみましょう。

(指導部 清水・竹内)

注 受講・受験資格など各資格に関する詳しいことは、 下記連絡先に直接お問い合わせください。

技術士

(社)日本技術士会技術士試験センター TEL (03) 3459-1333 http://www.engineer.or.jp/(日本技社会IPから入る)

林業技士

(社)日本林業技術協会 (林業技士事務局) TEL 03-3261-6692(直) http://www.jafta.or.jp/

長野県林業士・伐木造材業務特別教育 長野県林業総合センター(指導部)

TEL 0263-52-0600(代)

長野県林業技能作業士 (グリーンマイスター) (財)長野県林業労働財団

TEL 026-225-6080(直)

林業改良指導員

長野県庁林業振興課(経営普及係) TEL 026-235-7267(直)

長野県森林整備技術者

長野県庁林業振興課(担い手育成係) TEL 026-235-7274(直)

伐木造材業務特別教育

林業・木材製造業労働災害防止協会 長野支部 TEL 026-227-0327(直) http://www.rinsaibou.or.jp/(本部のHP)